

キャリア形成 雇用保険で・・・

資格を取得したり、専門知識を身に付けたりしてキャリアアップにつなげたいと考える人は多いでしょう。そんな時に活用したいのが公的な支援制度。資格学校などの受講費用の一部を補助する教育訓練給付金が26年10月から拡充され、最大で年48万円を受け取れる仕組みが始まりました。雇用保険に一定期間加入している人が対象で、在職中でも利用できます。



教育訓練給付金とは・・・

厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講して終了した場合、ハローワークから費用の一部として給付される補助金。働く人のビジネス能力を向上させ、雇用安定や再就職の促進を図るのが狙いです。

平成26年10月1日からの教育訓練給付制度の概要

10月1日以降は「一般教育訓練」と「専門実践教育訓練」の2種類になります。 厚生労働省

平成26年9月30日まで



一般教育訓練の教育訓練給付金とは

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を受講し、修了した場合、本人が支払った教育訓練経費の20%(上限10万円)をハローワークから支給する制度です。

条件

支給要件期間が3年以上の場合・・・受講料の20%支給(最大10万円)
初回に限り、支給要件期間1年以上で受給可能

例 支給要件期間が3年間の人が60万円コースを受講
60万円×20%=12万円ですが最大で10万円しかもらえません。

平成26年10月1日から



新たに拡充される訓練

専門実践教育訓練給付金の内容

対象者	雇用保険の加入期間が2年以上ある人 ※1
支給対象費用	資格学校などの入学金、受講料
支給額	費用の40%。年間上限32万円 ※2
訓練期間	最大3年
対象講座数と 主な資格・ 専門知識	<p>16講座(2014年10月～) MBA、美・理容師、調理師、 介護福祉士など</p> <p>863講座(15年4月～) 会計士、税理士、ファイナン シャルプランナー、情報処理、 簿記、宅建、保育士、医療事務、 インテリアデザインなど</p>



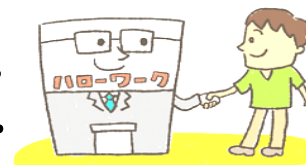
※1 受講開始日
まで1年以内に離
職した人も含む。
※2 在職者は資
格を取得すれば、
離職者は取得後1
年以内に就職すれ
ば費用の60%を
支給。
年間上限48万円

専門実践教育訓練を受給している間と、修了した場合、下欄の額をハローワークから支給します。ハローワーク

支給額

	専門実践教育訓練 の受講中	専門実践教育訓練 の修了後
支給額 (受講者が支払った教育 訓練経費*4×右欄の割 合)	<p>40%</p> <p>[ただし、4千円を超える場合。] 96万円を超える場合:96万円]</p>	<p>資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年 以内に一般被保険者として雇用された場合</p> <p>60%</p> <p>[ただし、4千円を超える場合。] 144万円を超える場合:144万円 すでに支給し左欄の額との差額 が追加支給されます。]</p>

教育訓練中の生活を支援するために



専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給できる方のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、訓練受講をさらに支援するため、**教育訓練支援給付金**が支給されます。教育訓練支援給付金は、平成30年度までの暫定措置です。

【支給額は】

教育訓練支援給付金の日額は、原則として離職する直前の6か月間に支払われた賃金額から算出された基本手当(失業給付)の日額に相当する額の50%になります。

基本手当の日額は、原則として離職する直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、180で割った金額(賃金日額)の80%~45%になります(上限が決められています)。

【支給期間】

専門実践教育訓練を修了する見込みをもって受講している間は、その教育訓練が終了するまで給付を受けることができます。

なお、教育訓練支援給付金は受給資格者が基本手当の給付を受けることができる期間は支給されません。